

通常の学級に在籍する子どもの通級相談

— 通級による指導が必要かどうか一緒に考えます —

- 通級による指導とは、
小学校・中学校・高等学校で、通常の学級での学習や生活においておおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、各教科等の授業は通常の学級で行いつつ、障害に応じた特別な指導を「通級指導教室」といった特別の場で行う特別支援教育の形態の一つです。
本市では、対象児童生徒が在籍する小・中・高等学校に「特別支援教室」を設置し、巡回指導担当者（通級による指導の担当者）による「自立活動」の指導を行います。

対象となる障害種

対象となる障害種

- 難聴・言語の通級による指導（難聴、言語障害）
- 自閉症・情緒の通級による指導（自閉症、情緒障害）
- 弱視の通級による指導（弱視）
- LD・ADHDの通級による指導（LD、ADHD）



巡回指導拠点校

- 小学校 大里東小 清水小 中島小 広徳小 高蔵小 二島小 八幡小 赤坂小 大原小 楠橋小 黒崎中央小 筒井小 一枝小
(下線は令和6年度新設)
- 中学校 菊陵中 思永中 志徳中 中央中 浅川中 引野中 本城中
- 高等学校 北九州市立高等学校については思永中による巡回指導

通級による指導

- 指導回数 週1回～月1回
- 指導形態 個別指導が基本
- 指導内容 「自立活動」



募集対象

言語障害や難聴、弱視、情緒障害のいずれかに軽度の障害のある者や、医療機関においてLD・ADHD、自閉症スペクトラム障害、もしくはその疑いがあるとの診断及び判断を受けている者で、通級による指導が適切であると思われる者

申込み

- 申込期間 令和6年4月25日(月)～令和6年7月31日(水)
- 提出書類 小・中学校：「通級による指導（特別支援教室）申込書」（保護者記入欄・学校記入欄）
「通級による指導（特別支援教室）申込者参考資料」
高等学校：「通級による指導（特別支援教室）申込書」（保護者記入欄・学校記入欄）
「個別の教育支援計画」または「個別の指導計画」

高校通級

北九州市立高校入学後、通級による指導の申込みをします。
対象者は、小・中学校で通常の学級に在籍し通級による指導を受けていた児童生徒と特別支援学級（自閉症・情緒障害）に在籍していた児童生徒のうち希望する者です。
県立高校では、県立ひびき高等学校でも通級による指導（他校通級）が実施されています。





募集開始

通級相談の流れと事務手続き

○4月の配信文書で確認

・「通級相談申込書」等は特別支援教育相談センターHPの通級相談事業よりダウンロード可

校内支援委員会



○保護者と通級による指導の必要性について確認
○以下の事項を保護者と確認

- ・通級による指導は週1回程度である
- ・本人が通級による指導を受けることを同意している
- ・指導内容は教科等の補充指導ではなく、「自立活動」の指導である
- ・「特別支援教室」に通級している時間は、在籍学級の教科等の授業を受けられない
- ・3年間、もしくは主訴の改善で通級による指導は終了する
- ・通級相談会に参加する必要がある
- ・結果は2月上旬になる

・自立活動については、リーフレット「北九州市の特別支援教育」の「10ニーズのある子どもの指導内容」を参照

・校内支援委員会を開催し、保護者と通級による指導の必要性について話し合う

・通級相談は平日実施であることを保護者へ伝える

・通級相談に要する時間は「出席扱い」となる

提出書類準備

- ①「通級による指導（特別支援教室）申込書」（様式1：保護者記入欄、学校記入欄）
- ②「通級による指導（特別支援教室）申込者参考資料」

・申込者全員「通級による指導（特別支援教室）申込者参考資料」の作成が必要です

申込書等提出

○提出書類①②を確認した上で、厳封し庁内メール等で特別支援教育相談センターに提出

・通級相談の申込みは、学校長からの申込みとなります

受付

- 申込書等を確認の上で、
- ①担当者より保護者へ相談日と会場を連絡
- ②相談日・会場決定後、学校（管理職）へ報告

通級相談



- 主訴の確認
- 学校・家庭での様子の聞き取り
- 専門機関に関する情報の確認
- 通級による指導の条件の確認
- 保護者へS-M社会生活能力検査の実施
- 本人へ心理発達検査（田中ビネー知能検査V）の実施
- 判定会議

【通級による指導の条件】

・通級による指導を受けることに、子どもも同意していること

・通級による指導を受けている時間は、在籍校での教科等の指導を受けることができないことを了解していること

・通級による指導は、教科等、学習の補充時間ではないことを了解していること

・難聴・言語、弱視の通級による指導以外は、通級による指導は3年間で終了し、継続できないこと

結果連絡

- 2月から順次
- 保護者に結果を電話連絡
- 次年度から通級による指導を開始する児童生徒について、在籍校へ連絡
- 在籍校には「通級による指導の該当者について」の通知文でも連絡

担当者連絡

○4月以降、担当する巡回指導拠点校の担当者より、保護者及び在籍校に指導開始日の連絡

※ 通級による指導の継続者については、（様式9）「通級による指導の継続について」（通知）で連絡します。

※ 通級による指導の終了者については、（様式7）「通級による指導の終了について」（通知）で連絡します。